

○山梨県警察運営総合対策委員会の設置及び運営に関する訓令

平成15年7月15日

本部訓令第9号

改正 平成16年3月本部訓令第8号

平成31年3月本部訓令第11号

山梨県警察運営総合対策委員会の設置及び運営に関する訓令（昭和45年山梨県警察本部訓令第25号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、日々変化する社会情勢、複雑・多様化する警察事象等に迅速かつ的確に対応するとともに、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、山梨県警察の当面の諸問題等について様々な視点から総合的に審議し、効果的な警察運営を推進していくことを目的とする。

（設置）

第2条 山梨県警察本部に山梨県警察運営総合対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

（任務）

第3条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 県民の視点に立った警察運営の推進に関する事項
- (2) 中・長期的展望に立った警察業務の総合的な施策に関する事項
- (3) その他委員長が必要と認める事項

（組織）

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、本部長とする。

3 委員は、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、理事及び警察学校長並びに委員長が必要に応じて指名する者とする。

（会議）

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、会議を主宰する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求め

ることができる。

(部会)

第6条 委員会の任務を補佐するため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長から指示された事項について調査審議し、その結果を委員会に報告するものとする。部会において必要と認めて審議した事項についても同様とする。
- 3 部会に部会長を置き、当該調査審議事項を主管する委員をもって充てる。ただし、当該調査審議事項を主管する委員が複数いる場合は、当該委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会は、部会長が指名する専門委員をもって構成する。
- 5 部会の庶務は、当該調査審議事項を主管する所属で処理する。ただし、当該所属が複数ある場合は、部会長が指定する所属が処理する。
- 6 部会の名称、構成、調査審議事項等部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(議案の提出)

第7条 所属長は、主管する事務に関して委員会の審議を必要とするときは、議案に提案理由を添えて委員会に提出するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日本部訓令第8号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日本部訓令第11号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。